

# 平成 30 年分確定申告のお知らせ

所得税および復興特別所得税の申告

ネットが便利  
申告・納税 

**3月15日（金）までに申告・納税**

個人事業者の消費税および地方消費税の申告

**4月1日（月）までに申告・納税**



確定申告書の提出には、マイナンバーの記載と、マイナンバーの確認書類・本人（申告者）の身元確認書類の写しなどが必要となります。



隠岐の島町商工会  
Okinoshima-cho Shokokai

**No.22 号**

商工会 電話：2-1157

あなたの  
挑戦の力になる

## ～隠岐の島町からのお知らせ～

# 「中小企業・小規模企業振興計画」を策定しました！

隠岐の島町では、町内事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業の振興を目的として、平成31年度から今後5年間の中小・小規模企業振興施策の指針となる計画を策定しました。

計画の策定にあたっては、商工会各部会からも策定委員の選出にご協力いただき、複数回にわたる会議を開催して意見を出し合い、作業を進めてまいりました。

今後は、事業者の皆さまや各関係機関とさらに連携・協力し、この計画の実現にむけて取り組んで参ります。皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

※計画の内容は役場ホームページ（「まちの政策・資料」）に掲載しています。

（問合せ先）隠岐の島町役場 地域振興課 商工労働係（電話：2-8570）

## I. 補助金等

### ● 知恵と工夫で売上アップを！

#### 小規模事業者持続化補助金

【補助上限額：50万円、補助率：2/3】

小規模事業者の“創意工夫”による販路開拓等の取組にかかる経費の一部を補助します。

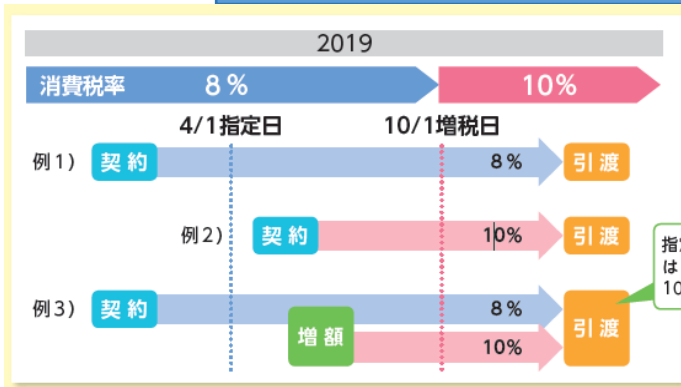
- （例）○チラシ作成、配布      ○ホームページ作成      ○新商品開発      ○パッケージの改良
- 展示会等への出展      ○看板設置      ○店舗改装

来年度活用して  
みませんか！



小規模事業者持続化補助金

# 消費税の増税に伴う、工事請負契約の経過措置について



もちろん、増税日より前に引き渡す工事代金の消費税率は8%です。

指定日以降の増額は「増額部分のみ」10%となります

**工事請負契約の経過措置**  
 消費税10%の増税日（2019年10月1日）の半年前の4月1日を指定日として、その前日の3月31日までに契約をすれば、増税日以降の引渡しでも消費税は8%となります。

## 隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品を募集します！

隠岐ユネスコ世界ジオパークとの関連を感じる、**隠岐の素材を使用した隠岐らしい商品**を「隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品」として認定し、情報発信することにより隠岐独自の価値と認知を高め、商品の販売促進、生産者の意欲向上、観光振興を通じて地域経済や文化活動の活性化に資することを目的とします。

- ◇募集期間 平成31年2月1日～3月29日(必着)
- ◇応募資格 隠岐郡内の企業・団体・個人事業主
- ◇対象商品 隠岐の素材を使った土産品（食品・モノ）

## 隠岐ユネスコ世界ジオパーク・パッケージ等開発助成事業を募集します！

隠岐ユネスコ世界ジオパークとの関連を感じる**隠岐らしいパッケージやデザイン品**の開発費を助成することで、持続可能な地域経済の活性化と来島者の満足度及び隠岐ユネスコ世界ジオパークの認知度の向上を目的とします。

- ◇募集期間 平成31年2月1日～3月29日(必着)
- ◇応募資格 隠岐郡内の企業・団体・個人事業主
- ◇助成対象 ①パッケージ開発部門  
②デザイン品開発部門

申請先・お問い合わせ先：隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（担当：的地）  
 隠岐支庁県民局内（電話 3-1321）

助成申請書一式、制度の詳細は隠岐ユネスコ世界ジオパークのホームページからもダウンロードできます。

## 「働き方改革関連法」について

**「働き方改革」に関する法律が、平成31年（2019年）4月から順次施行されます。**

- ◇ 残業時間の上限を規制します。**（原則 月45時間・年360時間）** ※適用猶予・除外の事業業務があります。  
**（時間外労働を行うには、36協定を監督署に届け出なければなりません。）**
  - ◇ 年10日以上有給休暇が付与されている労働者に対して、そのうち年5日については、時季を指定して取得させることが必要となりました。  
**（年次有給休暇（労働基準法第39条）→雇入れの日から6ヶ月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者は、年10日の有給休暇が付与されます。）**
  - ◇ 月60時間を超える残業は、割増賃金を引き上げます。
  - ◇ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保  
**（正規・非正規（パート、有期雇用、派遣）間の不合理な待遇差の解消。）**
- このほかにも、様々な関連法の改正や制度の新設、また細かな規制があります。
- 松江労働基準監督署では、「働き方改革」への取り込みを支援するため相談支援員が事業所を訪問し、説明に伺いますので、是非ご利用ください。
- 松江労働基準監督署 電話 0852-31-1166 担当：江原氏

